

# 起案用紙（委員会記録伺）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和2年 月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和2年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )	四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	<b>総務常任委員会</b>			会議年月日	令和元年8月16日(金)		
				会議時間	10時00分～12時53分		
出席委員	委 員 長 山 崎 司			委 員 寺 尾 真 吾			
	副 委 員 長 大 西 友 亮						
	委 員 安 岡 明						
	委 員 平 野 正						
	委 員 西 尾 祐 佐			欠席委員			
	委 員 長 廣 瀬 正 明						
その他	議 長 宮 崎 努						
	委 員 外 議 員 谷 田 道 子						
執行部出席者	地震防災課長 岡 本 寿 明			子育て支援課 田 村 典 義			
	地震防災係長 有 光 浩			保育所係長			
	企画広報課長 田 能 浩 二						
	文化複合施設整備 推進室副参事 山 本 聡						
	子育て支援課長 西 澤 和 史						
	子育て支援課長補佐 竹 本 美 佳						
事務局	子育て支援課 企 画 係 長 阿 部 一 仁						
	事 務 局 長 阿 部 定 佳						
事 務 局 員 上 岡 真 良 那							
記 録							
<p>令和元年6月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。</p> <p>その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

■最初に所管事項の調査を行った。

●まず、住宅等耐震診断・設計・工事及び老朽住宅除去事業の進捗状況について執行部より説明を受け調査を行った。

**【説明：岡本地震防災課長】**

本市の住宅耐震事業は一般住宅や沿道建築の耐震化、ブロック塀耐震対策、老朽住宅除去となっている。毎年5月広報紙で募集しており、本年度は住宅耐震設計158件、住宅改修工事127件、ブロック塀耐震対策15件の申込があった。また、老朽住宅除去は前年度待機分の消化のため受付していない。

8月9日現在、診断は59件を受付。平成27から29年度にかけて自主防災組織の戸別訪問により件数が上がっていたが、平成30年度以降は自主防災組織のできない地区を委託により実施している。また、設計108件（待機分58、今年度申込50）、改修工事75件（待機分46、今年度申込29）、ブロック塀5件（待機分0）、老朽住宅除去6件（全件待機分）に対して交付決定通知済である。これらは県の第1期補助金配分に見合う件数について交付決定したもので、残りの待機者へは10月の第2期配分以降に通知を行う予定である。ただし、現時点で市の今年度予算以上に待機者が発生しているため、一部は来年度以降の決定になると思われる。なお住民ニーズに応えられるように、耐震事業に係る補助金予算額について年々増額の努力をしている。

**【質疑：廣瀬委員】**

申込をしたが音沙汰がないという苦情を聞くことがある。半年以内や今年度内等、診断する時期を大まかにでも伝えるべきではないか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

診断は市への申込の後、月末締等でまとめた名簿を委託先に送っている。今後窓口での対応を心掛けたい。

**【質疑：西尾委員】**

住宅耐震改修の1棟92万5千円は最大の額か。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

限度額が92万5千円。95万円の場合は個人負担が2万5千円、限度額以内なら個人負担無しとなる。

**【質疑：西尾委員】**

補助額の内、市の持ち出しはどの程度か。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

耐震設計は県4分の3、市4分の1。耐震改修と老朽住宅除去は国2分の1、県と市が4分の1ずつ。ブロック塀耐震対策は国と県と市が3分の1ずつの割合である。国や県の補助金を一度市で受取り、それに市の補助金を合わせた全額を本人へ交付する流れとなっている。

**【質疑：西尾委員】**

年々待機者が発生しているが、その解消についてどのように考えているか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

近年、申込件数の増加に伴い待機件数も増えており、抽選順位の遅い方は翌年度実施となる。年度内に全て対応することは難しいが、課としては解消に向けて毎年予算の増額を行っている。

**【質疑：西尾委員】**

今後の件数の増減の見通しは。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

平成 28 年度から耐震診断の申込件数が増えたことに伴い、現在は設計が増加中で、もう少しの間増えると思っている。設計がピークを迎えれば、その分を工事に回して件数を増やせると見込んでいる。

**【質疑：安岡委員】**

沿道建築の県指定の緊急輸送道路沿いには県道や国道の他に市道も含まれるか。避難タワーや避難所へのルート上にある空き家や老朽住宅の対応はどうか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

沿道建築は大地震の際に県外から救援物資が搬入される主要国道や、主要国道と防災拠点・市の災害対策本部等を結ぶルート上のみである。県指定緊急輸送道路以外の沿道建築については、一般の住宅耐震化もしくは老朽住宅除去での補助となる。

**【質疑：安岡委員】**

老朽住宅除去の補助が 10 分の 8 となっているが 2 割は個人負担か。ずっと空き家で、誰が自己負担するかわからないような古い家や、持ち主が費用負担できないため手付かずとなっている通学路沿いのブロック塀がある。これらの対策はどうか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

老朽住宅除去は個人負担 2 割、1 棟の限度額は 100 万円である。地震防災課で扱っているものの他に、まちづくり課所管の「空き家対策特別措置法」という法律はあるが、市の制度上はまだ整備できていないと思われる。また、ブロック塀は補助率 10 割、限度額は 20 万 5 千円である。塀の規模で金額が変わるため、金額が大きくなれば個人負担が発生するが限度額以内であれば個人負担は無い。

**【質疑：寺尾委員】**

再度確認だが、補助額約 2 億 4,800 万円の内、市の持出金額はいくらか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

国と県からの交付金を一度市で受取り、市の補助金と併せて支出しているが、その総額が約 2 億 4,800 万円である。その内の 4 分の 1 程度が市の持出分である。

—小 休—

地震防災課から台風 10 号の影響について報告。

—正 会—

●次に、下田地区情報通信基盤整備事業の進捗状況について、執行部より説明を受け調査を行った。

**【説明：田能企画広報課長】**

整備箇所は下田地区井沢から平野、整備年度は本年度から令和 2 年度、整備方式は公募型プロポーザル方式で選定した事業者による民設民営、事業予算は 1 億 3,500 万円である。

現在は業者の選定を終えたところで、二社から提案を受けて審査した結果、事業者は関西ブロードバンド株式会社、見積価格は 7,398 万 6 千円と大きく減少した。この会社は 2002 年 4 月操業のへき地整備を得意としたベンチャー的な企業で、本市では蕨岡及び八束地区で ADSL のサービスを提供している。もともとは ADSL の提供会社だったが数年前から光ファイバ網も開始しており、九州や沖縄の島嶼部等、サービスは必要だが大手キャリアの提供がないへき地地域での展開を積極的に行っている。また、会津

若松市の人口 1,488 人・世帯数 558 のエリアにおける提供をみても、下田エリアの整備事業者として十分な運用実績を持っていると思われる。

整備内容は光ファイバ網の電柱等への共架及び各家庭への引込で、ルーターまでの整備が会社負担となる。また、大手キャリアと違い電柱に小さなボックス型中継局を設置するため整備費の抑制が可能。その他、当事業者の特徴である FON ルーターの使用により宅内電波の他に公衆 Wi-Fi 電波が発信でき、同意は必要だが電波の届く場所であれば公衆 Wi-Fi としても利用可能である。

サービスプランは 10M で速度の遅い格安プランから 1G までの 4 種類あり、月額料金にルーターとプロバイダ加入費用が含まれている。ただしプロバイダが固定されるため、現在別のプロバイダを契約している場合は変更が必要となる。標準引込工事費は 3 万円程度でキャンペーン期間を設けて無料割引サービスを実施すると聞いている。

今後のスケジュールは、事業者から補助金交付申請書が提出され次第県へ補助申請。9 月中に交付決定し、10 月から 1 年程度かけて設計施工に入り、施行が終わった段階で住民説明会及び加入申込を実施。早ければ来年 9 月からのサービス提供が可能と考えている。

**【質疑：平野委員】**

下田地区以外でブロードバンド環境が整備されていない地区はどの程度あるか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

光環境が無いのは秋田・麻生付近から蕨岡地区、敷地・田野川・佐田の後川地区、八東地区の 3 地区である。富山地区等の中山間地域は公設で光ファイバを整備済である。

**【質疑：安岡委員】**

整備に至るまでかなり時間がかかったこと、また蕨岡や八東地区に光回線が入らない要因に業者との契約内容は影響していないか。今後これらの地域への可能性はどうか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

蕨岡や八東地区に ADSL を整備する際、関西ブロードバンド株式会社を誘致して実施した経過はあるが、その関係で光に切り替え不可能な訳ではない。蕨岡や八東地区では一定の通信速度があり、一般の方から苦情がないため下田の整備を優先している状況である。他地区についてもタイミングを見て実施する必要があると考えている。

**【質疑：寺尾委員】**

公衆 Wi-Fi は FON ルーター設置場所からどの程度の範囲で扱えるか。また、ルーター設置家庭の負担は発生するか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

おそらく 50 メートル程度と思われる。それほど広くはないが公共施設内等の範囲は可能である。また家庭用電波と公衆 Wi-Fi 用電波は明確に分かれており、セキュリティ上も問題なく、家庭内の通信速度も落ちないとのことである。

**【質疑：寺尾委員】**

プロバイダが絞られるとのことだが、どこになるか。また、現在は何社程度選ぶことができるのか。他地区ではプロバイダや料金、速度も選べるのに対して下田は一家のみとなる。料金や市民負担について他地区と比較等しているか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

プロバイダは事業者独自の「はたらくネット」で、蕨岡と八東地区でもこれを利用している。また、

プロバイダの数はNTTのホームページによると数百が利用可能なようである。

料金プランについてはプロポーザルの審査基準にも設けて比較検討したが、他一社はプロバイダ料金が別かつ基本料金も選定事業者より高く、携帯電話や固定電話とのセットプランによる割引サービスもあったが、それを加味しても選定事業者の方が低価格と判断した。

**【質疑：宮崎議長】**

同意があれば公衆 Wi-Fi にできるということだが、断ることも可能か。セキュリティ上、家庭用回線と公衆 Wi-Fi 回線を切り分けて使用すると思うが、犯罪利用のリスクについてどう考えているか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

同意書提出のうえ公衆 Wi-Fi 電波を出していただくものである。実際の犯罪事例等について把握していないが、やろうと思えばどのような Wi-Fi ルーターでも実行可能ではないかと思われる。

**【意見：宮崎議長】**

FON ルーターのリスクは、公衆 Wi-Fi 電波が犯罪利用された際、それがインターネット契約者によるものか FON ユーザーによるものか識別不可能なため、プロバイダと契約者が一番疑われることである。会社はセキュリティについて大丈夫と言うかもしれないが、地域住民にリスクの説明をしてからでないと少し危険な気がする。

**【答弁：田能企画広報課長】**

情報通信には常にセキュリティやリスクの問題が存在するが、公衆 Wi-Fi 電波を出すことについては理解を頂く必要があると思っている。公衆 Wi-Fi 環境の整備は一定のリスクを負うことになるため、その環境を作るかどうかということになる。しかし、今後の観光施設等においては観光振興面で必要と思うので、お願いという形にはなるが住民説明会で理解を得るように取り組んでいきたい。

**【意見：宮崎議長】**

他のプロバイダの無線 Wi-Fi でもリスクは同様という答弁だが、ほとんどはアクセス時にメールアドレスの登録等により個人の特特定が可能である。しかし、FON は全世界の契約者が自由に利用可能で、しかも個人を特定することができない。そのリスクを住民が受け入れた上なら構わないが、自分ならやりたくない。

**【答弁：田能企画広報課長】**

事業者を選定する際、セキュリティについてそこまで説明を受けたわけではない。使用時の ID 入力により、ある程度の個人特定は可能と考えているが犯罪利用の想定までしていなかった。住民説明会でご理解いただいた上で整備を進めることになると思われるので、よろしく願いしたい。

**【質疑：西尾委員】**

プロポーザルに応募したもう一社の情報と関西ブロードバンド株式会社を選定した主な理由、予定価格を大幅に下回った理由、田野川地域の光回線整備の予定は。

**【答弁：田能企画広報課長】**

もう一社はNTTで選定理由の一つに事業費はあるが、その他にも保守管理体制、通信速度、サービス内容、料金設定等の諸々の項目について審査した結果、点数の高い事業者を選定した。見積価格が下回った理由はいくつかあり、基地局に係る設計施工費で差が出たものである。また、後川地区は蕨岡や八束地区よりも通信速度が遅いため、今後広げていきたいと思っているが現時点での具体案はない。ただし LED を用いた光回線の実証実験を試行的に実施したいと考えている。

**【質疑：西尾委員】**

プロポーザル応募の背景に最低加入予定件数はあるか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

今回は整備費の大部分を市補助金で実施するため加入件数の要件はない。ただし、民設民営のため整備後の維持管理を考えると事業者にとっては一定の確保が必要と思われる。一般的に世帯数の 25 から 30 パーセント程度の加入があれば運営できると聞いている。

**【質疑：安岡委員】**

以前質問した際は価格も高く、業者には加入件数を確保しても整備できないと言われた。状況が変化してきた理由をどのように考えているか。また技術は日々進歩しているが、整備に時間を要したのであれば下田地区にも LED 技術を導入した方が良かったのではないか。

**【答弁：田能企画広報課長】**

過去に整備費 20 億円とあったのは IP 告知端末の全戸配布等を含んだ事業費で、光ケーブルの敷設部分のみで見れば価格は大きく下がっていない。また、加入件数を確保しても整備できないという話は、将来的な採算も見越した上で民間会社独自での整備は不可能というもので、行政が補助金を交付し、設備投資額を抑制できる場合は参入可能、というのが現在の状況である。

なお LED にも一長一短あり、谷間等の場合はケーブル敷設よりも施工費を安くできるが、途中での引込が不可能なため世帯への引込には適さない技術である。

■次に所管事項に係る報告について執行部から報告を受けた。

●まず、南海トラフ地震臨時情報に伴う対応について報告を受けた。

**【説明：岡本地震防災課長】**

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いで南海トラフ地震の発生につながる恐れのある異常な現象が観測された場合に、気象庁から「大規模な地震発生の可能性が高まった」として発表される情報で、平成 29 年 11 月から運用開始されている。しかし当時は具体的な対応内容が定まっておらず、国の中央防災会議ワーキンググループでの検討を経て、平成 31 年 3 月に内閣府が防災対応についてのガイドラインを公表。これを受け、高知県も令和元年 7 月に「南海トラフ地震臨時情報発表時における住民の事前避難の検討手引き」を作成し、各市町村にはガイドラインと手引きを参考とした事前避難の検討と、令和 2 年度からの運用開始が求められている。

この臨時情報については、過去において東海・東南海・南海地震が連動発生している事から「前震や地殻変動などの科学的知見を防災対応に活かす視点は重要」と考えられているもので、発表されるケースには「半割れ」「一部割れ」「ゆっくりすべり」の 3 種類がある。「半割れ」では、南海トラフ東側で M8 クラスの大規模地震が発生した場合、西側での 7 日以内地震発生率が通常時の 100 倍程度に上昇すると考えられており、高知県沿岸部では大津波警報（下田の想定津波高は約 3 メートル）、幡多地域では最大震度 3 が想定されている。次に「一部割れ」では、東側で M7 クラスの地震が発生した場合、西側での 7 日以内地震発生率が通常の数倍程度に上昇し、高知県沿岸部では津波注意報、幡多地域では最大震度 1 が想定されている。また「ゆっくりすべり」は短期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化する現象で、被害想定はないが観測の際は注意が必要なものである。そして、これら M6.8 以上の地震やゆっくりすべりが観測された場合、最短で約 30 分後に「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」。その後最短約 2 時間後に、「半割れ」では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「一部割れ・ゆっくりすべり」では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表される流れとなっている。

次に、臨時情報が発表された際の対応として、ガイドラインでは巨大地震警戒対応の際は「事前非難対象地域（津波浸水想定区域の内、地震発生後の避難では明らかに避難が完了できない地域）」には「避難勧告」、「高齢者等事前非難対象地域（要配慮者のみ避難が間に合わない地域）」には「避難準備情報」を発令。その後1週間経過後2週間目までは巨大地震注意対応に切り替えて「必要に応じて自主的に非難」。2週間経過後は「注意しながら通常の生活に戻る」と示している。また県は地域選定の考え方として、事前非難対象地域は「歩行速度や避難準備時間等の机上計算から選定」。高齢者等事前非難対象地域は「30センチメートル以上の浸水が30分以内に生じる地域（鍋島・馬越・松ノ山・下田・串江・水戸、山路・実崎・間崎・津蔵淵・初崎・名鹿）」と示している。しかし、事前非難することが望ましい地域かどうか、高齢者等事前非難対象地域であっても避難勧告を出す方がよいのか、浸水到達時間が31分の井沢・竹島をどのように取扱うか等、当市の在り方については今後地域と協議して決定したい。また、県独自の「耐震性の低い住宅、急傾斜地の土砂災害特別警戒区域、斜面際からの距離が約10メートル以内の住宅等居住者には自主避難を呼びかけること」についても、避難対象を10メートルとするか警戒区域全体とするか等、今後検討する。その他、「事前非難対象地域に位置する学校は、避難勧告等が発令された場合、児童生徒等の安全確保のため臨時休業等の適切な対応をとる（国ガイドライン）」「半割れの際は、校区内に事前非難対象地域がある場合は休校を基本とする（県手引き）」等の学校対応についても、今年度中に教育委員会と協議決定したいと考えている。

最後に今後の市の取組については、対象地域でのワークショップ等を経て事前非難対象地域や高齢者等事前非難対象地域を選定。未耐震住宅等を考慮した自主避難呼びかけ対象の決定。避難勧告等発令時の避難者数の想定、避難所選定、避難所までの輸送計画、避難情報伝達方法等の決定。休校措置方法等の決定。臨時情報発令後の各段階に応じた避難所の閉鎖・統合等の計画の他、対象地域以外の市民への普及啓発活動等が必要と考えている。これらについて今年度中に四万十市地域防災計画を改定し、来年度から運用していきたい。

**【質疑：西尾委員】**

異常現象を把握した時に臨時情報を発表するとのことだが、異常と通常はどのように違うのか。通常時には情報発表しないのか。また、保育所・学校が休校になって家庭保育が必要となった際等、休業補償はどうか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

M6.8未満の場合、臨時情報の対応はない。また、国のガイドラインでは休業補償等については全く示されておらず、「企業等は警戒レベルを上げて事業活動を行うように」といった内容である。なお、保育所の対応は市において今年度中に検討する。

**【質疑：寺尾委員】**

事前非難対象地域以外の学校は通常通り授業が行われるのか。八束中学校は学校統合されるが、下田中学校の子供のみ勉強できない状態となるのか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

県の手引きでは事前非難対象地域の学校は休校、他の学校は通常運営となっており、教育委員会と協議して決定したい。

**【質疑：安岡委員】**

現段階の臨時情報発表に伴う避難所数、開設場所等はどのように考えているか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

県の手引きが示されると同時に各市町村に意見集約があった。例えば土砂災害特別警戒区域だけで1,800ヶ所あり、避難者数の想定もできないため、県への程度の避難所数になるか等について問い合わせをしている。県からの答えを待ち、9月議会後には各地域へ入って各避難所等の対応について検討したいと考えている。

**【質疑：寺尾委員】**

いつまでに策定するつもりか。また避難所運営マニュアルとの兼ね合いはどのように考えているか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

今年度末の四万十市防災会議で地域防災計画を修正し、来年度から運用開始したい。また避難所運営マニュアルには既に掲載している。

**【意見：安岡委員】**

空き家やブロック塀等、緊急時に避難不可能となるような問題案件について、県の予算措置があることなのでしっかり要望してほしい。

●次に、四万十消防署はしご自動車の廃棄について報告を受けた。

**【説明：岡本地震防災課長】**

幡多中央消防組合では平成6年度にはしご車を導入。これは、当時の中村市で建物の高層化が進んでいたため、幡多中央消防組合と関係市町とで中・高層建物に対応可能な消防力整備について協議した結果、中村市単独での購入に至ったものである。

活動実績としては建物火災2件・救助2件の他、各種防災訓練や防災イベント等で活用してきた。しかし現在は車両の老朽化が進み、定期点検では多数の不具合を確認。また、車両形式が古く部品が無いためオーバーホールも不可能な状況となっている。

このため、はしご車の運用維持には新規更新が必要だが、これまでの活動実績や購入・維持管理費等を検討した結果、来年1月の車検切れに合わせて廃棄したいと考えている。

**【質疑：平野委員】**

はしご車に代わる手段をどのように考えているか。

**【答弁：岡本地震防災課長】**

消防署によると下からは三連はしご、上からは防災ヘリの活用等を考えており、防火対象物については消防用設備の推進を図ることで予防対策を進めるとのことである。

●次に、四万十市文化複合施設基本設計及び管理運営基本計画について報告を受けた。

**【説明：山本文化複合施設整備推進室副参事】**

まず基本設計は、実績を有する大手企業と市内企業とのJVで公募型プロポーザルを実施して業者選定を行った。なお最初からJVを組んだ形で公募すると市内企業数が少なく応募数に懸念が出るため、「代表企業枠」と「市内企業枠」の二枠を設け、決まった後にJVを組んでもらう形とした。その結果、委託業者は東畑建築事務所・鳥設計共同企業体となった。

プロポーザルの経過は、3月28日の第1回選定委員会で書類およびスケジュール等を確認。4月5日にプロポーザルの公告を実施し、4月25日の締切までに代表企業枠9社・市内企業枠4社から参加表明があった。5月10日の第2回選定委員会では書類選考による第1次審査を実施し、代表企業枠5社・市内企業枠4社を選定。7月1日の第3回選定委員会ではプレゼンテーション及びヒアリング審査



により代表企業枠に東畑建築事務所を選定。7月19日に鳥設計事務所との協定締結書の写しを受け付けて内容確認した後、7月25日付で契約締結。業務期間は来年2月末である。

なお、大ホール座席数が850席と1,000席程度の二つの事業費・維持管理費・諸室の配置バランス等を検討した後で設計に入ることとしており、将来的な維持管理や設備更新等への配慮、事業費縮減、高知県農業協同組合幡多地区本館や市内景観等との意匠調和、市産材利用、防災計画に関すること等も検討条件としている。また、業務の節目には市民ワークショップや整備検討委員会でも協議したい。

次に管理運営基本計画は、基本計画策定支援を依頼した空間創造研究所と4月に契約。既に策定に取り組んでおり、「施設整備の目的と果たすべき使命」「事業方針」「施設運営方針」「施設管理方針」「収支想定」「官民協働運営の可能性」「その他」の7項目を予定している。今後、市民ワークショップおよび整備検討委員会での協議を経て、年末にパブリックコメントを実施予定である。

これまでの経過は、6月28日の第1回市民ワークショップで「新施設でしたい事、してほしい事」をテーマにグループワークを実施(32名参加)。「新施設において新たな出会いが生まれることで現在の活動が進化し、今まで以上に気軽に市民参加が可能な活動・交流拠点となって欲しい」「伝統芸能の鑑賞や体験、各種講座、プロ公演等の鑑賞を希望」「施設に初めて訪れる“一見さん”をどのように増やすか等の交流の仕組み作り」「エントランスやロビーがくつろげる空間になって欲しい」等の意見が出された。7月29日の整備検討委員会では、計画の全体構成案、施設整備の目的と果たすべき使命、事業方針等について協議。「新施設を使ってもらうには、今から市民各層に関心を持ってもらうことが大事。開館までの間、積極的に施設の周知をしていくべき」「運営には市民協働の考え方、ボランティアスタッフ等の検討も必要」という意見が出された。

今後のスケジュールとしては、令和2年度に実施設計、管理運営実施計画、中央公民館及び働く婦人の家の解体工事。3年度以降は本体の建設工事等に入り、5年度末から6年度当初の開館を目指している。

**【質疑：平野委員】**

以前、本委員会で陳情を受けた大ホール席数について検討は進んでいるか。

**【答弁：山本文化複合施設整備推進室副参事】**

昨年度策定した基本計画では「850から1,000席」としており、整備検討委員会では「複合施設ということ十分に考えて、全体のバランスを取りながら、できるだけ客席数をとって欲しい」という意見が出されている。今回の基本設計では具体的な図面も出来上がるため、850席と1,000席の図面や、事業費及び管理運営費等の数字的な事も比較検討し、皆さんの意見も伺いながら、来月中を目途に決定したいと考えている。

**【意見：平野委員】**

できるだけ市民の要求にこたえる形で進めて欲しい。

**【質疑：寺尾委員】**

五月公園も含め、近辺に関する整備についてどのように考えているか。

**【答弁：山本文化複合施設整備推進室副参事】**

プロポーザルでは五月公園も含めた一体活用の提案を受けたが、以前から市においても公園の有効活用について考えており、具体的な内容は決まっていなかったが整備に向けて計画を進めている。現在まちづくり課で策定中の立地適正化計画に、複合施設整備に合わせた公園整備に関する項目を設ける予定で、計画に含めることで補助等も検討できるものである。周辺も含めた整備は重要なため、複合施設整備に合

わせて考えて行きたい。

**【意見：西尾委員】**

ワークショップ参加者から「去年と相違が感じられない」「昨年お願いした意見が通っていない印象を受ける」「もう少し工夫を凝らし、意見の反映具合が目に見える、または反映されていない理由が分かるようにして欲しい」等の意見を聞くので、そのあたりを改善して取り組んで欲しい。

**【答弁：山本文化複合施設整備推進室副参事】**

第1回目のワークショップでは、基本計画の振返りも行ったため多少重複した部分もあった。今後はより掘り下げて管理運営についても検討するため、昨年とは違う一歩踏み込んだものにできると考えている。また、いただいた意見は整備検討委員会で協議し、事務局で調整しながら進めている。できるだけ反映させたいが無理なものもあるため、色々とお話しながら進めていきたい。

**【意見：西尾委員】**

全意見を反映できないということは皆さん理解している。ただし、その理由が不明ということである。理由があるなら示して欲しいということなのでよろしくお願ひしたい。

■次に、所管外ではあるが、子育て支援課から報告を受けた。

- 小休中 —
- 正会中 —

■次に行政視察について協議を行った。

- 小休中 —
- 正 会 —

実施日は10月1日から3日。視察先および内容は、10月1日は検討中。2日の午前に岩手県紫波町オガール企画合同会社でオガールプロジェクト、午後に岩手県滝沢市でビッグルーフ滝沢について現地研修を行う。

- 小休中 —

■事務局より連絡事項

- 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。